

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

Insurance Accounting Newsletter

ここ数ヶ月で議論は進展したが、保険契約の会計のコンバージェンスは依然として不透明である

イントロダクション

(訳注 1: 2012 年 1 月 12 日の評議員会議における、保険契約についてのコンバージェンスの困難性に関する IASB 議長報告を受けて) 嘆かわしい年明けを迎えた後、国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、直近の 15 週間にわたって保険契約の審議に全力をささげてきた。とりわけ保険プロジェクトに費やした時間とそれぞれのセッションの能率の向上の結果、将来の要求事項に関する幾つかの事項が決定に至った。

残念ながら、以下で紹介するいくつかの暫定決定事項は最終合意に向けたコンバージェンスのバロメーターではなく、限定的な進展に過ぎないように思われる。この点に関して、FASB 議長であるサイドマン氏による最近の声明に留意してほしい。彼女は、6 月 5 日の FASB 諮問委員会に対して、新しい IFRS の基準書とコンバージェンスすることなく USGAAP の保険契約プロジェクトを進めることが、米国の利用者にとっては最大の利益となりうるかもしれないと語った。

こうした最近のニュースはあったが、直近数ヶ月にわたる複数の進展はそれぞれが将来の基準書の導入にとって同等の重要を持っている。これらの会議における重要な成果の一つは、保険料配分アプローチ (PAA) の適格性規準の決定と、損害保険者にとって適格性規準の適用を簡素化するための実務上の便宜の導入である。IASB が PAA の使用を許容するが要求はしないと決定したのに対し、FASB は適格性規準を満たす場合には PAA を要求すると票決した点で、両審議会の間に重要な相違が残ったままである。この点を除けば、PAA に関連するその他すべての事項についてコンバージェンスを達成した。

2 月から 4 月の会議におけるその他のハイライトには以下の 4 点が含まれる。①有効契約中の利益部

分を会計処理する際のポートフォリオ・レベルでの会計単位の定義について合意したこと、②不利な契約テストについて合意したこと、③IASB が純粹に表示目的だけのために投資要素を分解表示することを決定したこと、および④FASB の理事が、PAA とビルディング・ブロック・アプローチ (BBA) における単一マージンの会計処理が異なる利益認識のパターンをもたらすことについて認識したことで、IASB の見解とのコンバージェンスに道筋を開くことになった、ということである。再保険に関しては、両審議会は再保険契約の購入からの初日の利得を認識しないという以前の暫定決定事項を確認した。最近の議論の大半は、「OCI による解決策」の詳細決定のために費やされており、直近の 5 月の合同会議で意思決定の段階に到達している。

(訳注 2: PAA の実務上の簡便法に関して、) FASB は IASB の暫定決定事項に 4 対 3 の過半数で同意した。しかし、PAA が BBA の近似値であるという全体原則については 6 対 1 で反対した。FASB の理事は、「近似値」とされる値が大きく異なりもはや近似値とみなすことが適切ではない状況となる例が極めて多くなると考えている。FASB の見解によれば、PAA は収益認識により近いモデルである。

このニュースレターでは、両審議会が保険契約の将来の会計基準のために暫定的に審議した、以下のような軽微な項目も扱っている。すなわち、財またはサービスのアンバンドリング、裁量権のある有配当性を有する金融商品、契約者貸付と特約、および条件変更と再保険の一括精算である。

保険料配分アプローチ (PAA)

依然として重要な相違があるものの、2 月に重要な進展があり、短期契約の会計処理の論点についていくつかのコンバージェンスの決定に至った。両審議会の審議は、PAA の適格性規準と PAA の測定方法の 2 つの論点に区分できる。

適格性規準

PAAをBBAと異なる測定モデルと考えるか、またはBBAの簡便法と考えるかという哲学論争が2月の会議で再審議された。IASBスタッフは、BBAの合理的な近似値という全体原則によってPAAの適格性を判断すべきであると提案し、一方、FASBスタッフは、以下に詳述するように、適格性規準を強制適用するとともに、追加的な適用指針で補完することによってPAAの適格性を判断すべきであると提案した。今回、両審議会は、実質的にPAAに関連するその他のすべての事項に対して合意した。

まず、両審議会は、実務上の便宜として、カバー期間が1年以下の契約はPAAの「適格性規準」を満たすとみなすことを承認した。

次に、FASBは強制適用のため適格性規準を以下のとおり承認し、IASBは同一の規準を新会計基準書の適用指針に含める。その内容は以下のとおりである。

保険者は、契約開始時に以下のいずれかが該当する場合、PAAではなくBBAを適用しなければならない

- a) 保険事故発生前の期間において、契約の履行のための正味キャッシュ・フローの期待値に重要な変動が生じる可能性が高い。
- b) 各報告期間における保険者の義務に対して保険料を配分するために、重要な判断が必要とされる。これは、例えば、以下の事項に重要な不確実性が存在する場合である。
 - i. 各報告期間ごとの保険者のエクスポージャーとリスクを反映するような保険料
 - ii. カバー期間の長さ

FASBは、どのような場合に適格性規準を満たさなくなるかを説明するための、以下の追加的な**適用指針**についても承認した。

- a) 保険契約に組み込まれた保証またはオプションの存在は、保証とオプションに起因するキャッシュ・フローが保険料を増加させることによって大幅に相殺されない限り、契約の履行のための予想正味キャッシュ・フローに重要な変動が生じる可能性が高いことを示す。
- b) ある状況は、予想キャッシュ・フローが契約開

始後に変動する原因となりうるが、そのような変動は必ずしも契約開始時における正味キャッシュ・フローの期待値の重要な変動を意味しない。また他の状況は、契約開始後に予想キャッシュ・フローが大きく変動する原因となりうるが、契約開始時にその可能性が高いとは限らない。

- c) 保険者が、契約開始時において、当該契約のカバー期間中に類似または同一のリスクを引き受ける将来の契約の保険料の料率設定を大きく変える可能性が高いと考える場合、既存契約の正味キャッシュ・フローの期待値の重要な変動を示しうる。
- d) 契約のカバー期間が長いほど、短い場合に比べて、契約の履行のための予想正味キャッシュ・フローに重要な変動が生じる可能性は高くなる。

上記の適用指針(b)に関して、IASBの理事から1つの問題が提起された。すなわち、多くの契約、特に低頻度で重要度の高い事象を担保する契約(例えば巨大災害保険)について、保険事故発生前の期間に予想キャッシュ・フローに重要な変動が生じる可能性があるが、このことがPAAの適格性に影響するかどうかは明確ではないという点である。スタッフは、これら契約がPAAの適格性を満たすように、指針(b)の表現を明確化することを確認した。表現の明確化を条件に、IASBは、適格性の指針全体と1年以下という実務上の便宜に対する支持を全員一致で票決した。

FASBはIASBの暫定決定事項に4対3の過半数で同意した。しかし、BBAの近似値という全体原則については、測定値が大きく異なりもはや近似値とみなすことが適切ではない例が極めて多くなると見込まれるため、6対1で反対した。FASBの統一的な見解の結果として強調すべきIASBとの相違は、FASBが、PAAを、収益認識により近いモデルと考えていることである。

PAAについての新たな暫定決定により合意していない唯一の領域は、「適格性規準」の使用である。IASBは、実務上の便宜を含め、「適格性規準」を満たした場合にPAAを許容するが要求はしないことをほぼ全員一致で決定した。対照的にFASBは、6対1でこれに反対し、代わりに適格性規準を満たす場合はPAAの使用を要求することを票決した。

PAA の測定方法

2月の会議で提示された測定方法についてのペーパーは、2012年1月から実質的に変わっておらず、残存カバーに係る負債を貨幣の時間価値について調整するかどうかについて、以下の2つの代替案を議論している。

- a) 残存カバーに係る負債の割引と利息付加を行わない(FASB スタッフの提案)
- b) 重要な財務要素がある場合に残存カバーに係る負債の割引と利息付加を要求する(IASB スタッフの提案)

契約の財務要素が重要かどうかを評価するにあたり、企業は、以下のすべてを含む様々な要素を検討しなければならない。a) 初回保険料受領時点とカバー期間の間の予想期間、b) 対価(保険料)の金額が、現金一括前納とカバー期間を通じた支払いとで大幅に異なるかどうか、および c) 契約上の利率と関連する市場の一般的な金利。

貨幣の時間価値の会計処理についての PAA の実務上の便宜

両審議会が残存カバーに係る負債の測定において割引と利息付加を要求すること(すなわち代替案b)を採択した場合を前提に、スタッフは、**実務上の便宜**として、特定の条件を満たす場合に保険者が貨幣の時間価値を反映するように残存カバーに係る負債を調整することを要しないことを提案した。スタッフは、両審議会に対して、この提案に賛成するかどうか、および実務上の便宜として以下のいずれを支持するかを尋ねた。

代替案 1: 公開草案「顧客との契約から生じる収益」の提案に沿って、残存カバーに係る負債の測定値について貨幣の時間価値を反映させるための調整を行わないことを許容する。

代替案 2: 契約開始時において、保険契約者による実質的なすべての保険料の支払いとこれに対応する保険カバーを提供するという保険者の義務との間が1年以内であると見込まれる場合、残存カバーに係る負債について貨幣の時間価値を反映させるための調整を行わないことを許容する。

まず両審議会は、IASB スタッフの提案(上記代替案b)を全員一致で合意した。すなわち、重要な財務要素がある場合に残存カバーに係る負債の割引と利息付加を要求する提案である。両審議会は、収益認識 ED における実務上の便宜は保険契約の基準

書に合わせるように修正する予定であることを認識していたが、議論の中で、保険契約における表現と収益認識 ED で議論された割引方法との潜在的な相違点を検討した。結果的に、両審議会は、代替案2で提案された文言に全員一致で合意した。

新契約費の PAA での取り扱い

スタッフは、両審議会に対して2つの代替案を提示した。

代替案 1: (BAA における暫定決定事項と整合): 新契約費の測定には、直接帰属費用(FASB は、成立した契約の獲得に対する活動のみに限定)を含めるべきであり、非増分の直接帰属費用は費用処理を許容すべきである。

代替案 2: (収益認識 ED と整合): 新契約費の測定には増分費用のみを含めるべきであり、カバー期間が1年以下の場合には、すべての新契約費を費用処理することを許容すべきである。

理事たちは、BBA と PAA とで新契約費の取り扱いが異なることを支持せず、一方で、非増分費用に限定せず、収益認識 ED と整合的なすべての新契約費を費用処理する実務上の便宜を保険者に許容することを望んだ。結果として両審議会は、スタッフの提案に反対し、代わりに**第3の代替案**を提案した。すなわち、新契約費の測定には、BBA での暫定決定事項と整合的に、直接帰属費用(FASB は、成立した契約の獲得に対する活動のみに限定)を含めるべきであり、また、カバー期間が1年以下の場合、すべての新契約費を費用処理することを許容すべきである(収益認識 ED と整合)。この提案について、IASB は過半数である12票で、FASB は全員一致で承認した。

次に、スタッフは、新契約費を資産として認識(残存カバーに係る負債と新契約費がグロス表示される結果となる)すべきか、または残存カバーに係る負債の減額についての暫定決定事項と整合的に新契約費を償却すべきか(すなわち、カバー期間にわたり、時間基準か、解放パターンが時の経過と著しく相違する場合は保険金・給付金の予想発生時期により)について、両審議会に尋ねた。

理事たちは、PAA と BBA とで新契約費の表示が異なることを懸念した。新契約費を保険契約のキャッシュ・フローの一部とみなす以前の暫定決定事項を更に検討することが提案された。両審議会はスタッフの提案について票決をとらなかったが、ほぼすべ

ての理事が、ある FASB 理事の提案に従いスタッフが検討を深めることを支持している様子であった。当該提案は、スタッフ提案のように PAA の下で新契約費を資産として表示するのではなく、PAA の下では残存カバーに係る負債と、BBA の下では残余/単一マージンと、それぞれ相殺すべきというものである。この論点は 5 月の会議で再び取り上げられたが、FASB は USGAAP において新契約費を資産として認識することを選択しているため、見解の不一致は更に大きくなった。

会計単位

保険契約の測定にとってポートフォリオの概念は重要である。なぜならばそれは、残余/単一マージンの判定と測定、不利な契約の識別と測定、特定の状況での契約の境界線の判定、裁量権のある有配当性を有する投資契約の分類に使用されるからである。

3 月の会議で、両審議会は、残余/単一マージンの判定ならびに不利な契約の識別および測定を目的として、ポートフォリオの定義を検討した。

IASB スタッフは、残余/単一マージンの判定と不利な契約テストの実施のために使用する会計単位はポートフォリオ・レベルであるべきと提案した。保険契約のポートフォリオは、以下の契約群として定義されるべきである。

- 1) 類似のリスクに晒されている
- 2) 単一のプールとして一括で管理されている
- 3) 引き受けたリスクに応じて同様に料率設定されている

残余/単一マージンの解放に使用する会計単位は規定されるべきではない。しかし、残余/単一マージンの解放は、サービス提供期間にわたって残余マージンを解放するという目的 (IASB) または保険者がリスクから解放される期間に単一マージンを解放するという目的 (FASB) と整合的に行われるべきである。IASB は、サービスはカバー期間にわたって提供されると考え、一方 FASB は、カバー期間とその後保険金決済期間の全体にわたってキャッシュ・アウトフローの変動性が減少するにつれてリスクから解放されると考える。

FASB スタッフは、残余/単一マージンの判定および解放ならびに不利な契約テストの実施に使用する

会計単位をポートフォリオ・レベルとすべきであると提案した。保険契約のポートフォリオは、以下の契約群として定義される。

- 1) 類似のリスクに晒されており、引き受けたリスクに応じて同様に料率設定されている
- 2) 類似したデュレーションおよび残余/単一マージンの類似した予想解放パターンを持つ

この後者の定義により、残余/単一マージンを収益に解放する会計処理に関し、以前提案されていた群団の概念とポートフォリオの定義が事実上整合する。

スタッフは、「類似のリスク」について、保証対象となるリスクのタイプ (例えば、盗難、火災、死亡など)、商品種類 (例えば、年金または収入保障など)、契約者のタイプ (例えば、法人または個人など)、地理的な位置 (例えば、大陸、国、地域など) を考慮すると説明した。「単一のプールとして一括で管理されている」という概念は、契約がどのように獲得されたか (例えば、代理店チャネルまたは直販など)、どのようにサービスを提供するか、どのように管理されるか (保険者の組織形態に関連する) およびこれらすべての管理単位の地理的な位置に依存する。「類似の料率設定」規準は、通貨単位で表示される料率の類似性ではなく、類似の保険リスクを引き受けるために必要とされる対価の類似性を意味する。

IASB と FASB 理事の多くが、提案された指標がすべて必要かどうか、各指標を個々に考慮すべきなのか、またはより広範な原則における指標として一括して考慮すべきなのかについて疑問を呈した。FASB 理事の一人は、それぞれの指標ごとにポートフォリオを分解する必要があると解釈されるかもしれないとコメントした。スタッフは、ポートフォリオのサイズをわざと小さくするような要求事項は意図しておらず、契約の集約レベルに上限を設定することを意図したものであることを確認した。

同じ FASB 理事は、リスクからの解放に基づきマージンを解放することとその解放が定額法となる可能性の低いと見られる単一マージンモデルにおいて、ポートフォリオがリスクからの解放パターンの類似性とデュレーションの類似性を有する契約群を含むものであることが非常に重要であると指摘した。事実、彼は、この指標が他のすべての指標と同様に不可欠であると考えている。

両審議会の一部の理事は、「一括で管理」規準を不可欠であるとは考えていなかった。しかし、複数のIASB 理事が、保険者が義務とリスクを単一のプールとして一括で管理していることを重要な指標として残し、ポートフォリオを定義すべきであると強く主張した。

IASB と FASB 理事の多くは、測定モデルの会計単位として機能することになるポートフォリオの定義を設定する主要な目的が、不採算な契約と収益性のある契約とが一緒にグルーピングされないようにすることであり、この目的はより簡潔に記述しようと考えた。しかしながら、他の理事たちは、指標を明示的に規定しないと、収益性のパターンや水準の異なる契約が集約されてしまうと考えた。

全体として、IASB は IASB スタッフの提案を支持し、FASB は FASB スタッフの提案を一部修正の上で承認した。両審議会はコンバージェンスの達成を望んでいるが、意図しない結果への恐れからそれぞれの暫定決定事項を変えようとはしなかった。しかし、IASB スタッフと FASB スタッフは、コンバージェンスされた定義の案の作成に取り掛かることになった。

デロイトの ED へのコメントレターからの抜粋

ポートフォリオの定義を支える適用指針がない。このことは、実務におけるばらつきをもたらす場合がある。我々は、異なる法的構造に対してポートフォリオがどのように定義されるかを説明する指針が最終基準書に含められるべきであると提案する。我々は、ポートフォリオの定義が保険者の法的構造により影響を受けないのであれば、財務諸表利用者にとって更に目的適合性があると考え。ポートフォリオの分散効果の利用を許容する強制可能な企業間の合意が存在する場合、ポートフォリオの分散効果の程度は報告企業が連結される最上位のレベルで決定されることを説明するための指針が最終基準書の中で開発される必要がある。

更に我々は、ポートフォリオ・レベルで再校正アプローチを利用する我々の提案がポートフォリオの定義の適用に貢献するとも考えており、我々の提案を適用指針に含めるべきと考える。

オープン・ポートフォリオのリスク調整を算定するための適用指針

公開草案は、ポートフォリオがしばしばオープン・ポートフォリオであるという事実に対応していない。この特徴に対応することは、新基準書を整合的に適用するための基本である。公開草案のポートフォリオの定義は、(ポートフォリオに対する)リスク調整および

(群団に対する)残余マージンを算定するため、新契約に関連する将来キャッシュ・フローを群団に配分する必要がある場合、非常に目的適合性がある。実務では、保険者は最初にリスク調整を群団に配分し、それから残余マージンを算定する必要がある。すなわち、新契約に関連する概念が公開草案では抜け落ちている。マージンを算定するために採りうるアプローチは、新しい群団を含む場合と含まない場合それぞれについてポートフォリオ・レベルで算定し、両者の差額を新しい群団の残余マージンとすることである。

不利な契約

2011 年 12 月に、両審議会は、契約から生じる将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値 (IASB モデルにおいてはリスク調整を加算) が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値と PAA の残存カバーに係る負債の帳簿価額のいずれかを上回る場合、契約は不利であると暫定的に合意した。両審議会は、2 月および 3 月の会議で、新しい会計基準書における不利な契約について合意した。

両審議会は、わずかな協議の後、不利な契約に係る負債は毎報告期間末に更新されるべきことを全員一致で合意した。IASB は、更に、不利な契約の識別の際にリスク調整を考慮すべきであり、不利な契約に係る負債の測定値にはリスク調整を含めるべきことについても同意した。

両審議会は、下記の 3 つの暫定合意の相互関係を検討した。

- 1) PAA 契約に対して不利な契約テストを適用すること
- 2) 保険金が 12 ヶ月以内に支払われると予想される契約に係る発生保険金負債について割引を要求しないこと(実務上の便宜)
- 3) 不利な契約を、発生保険金負債と同じ基礎で測定すること

結果として、企業が発生保険金負債の割引を行わないことを選択(承認された実務上の便宜を採用)する場合、不利な契約は、暫定的に決定されたように、異なるベースで識別・測定されるため、不利な契約の測定について明確にする必要が生じた。両審議会は、損失発生の日から 12 ヶ月以内に支払われると予想されるために発生保険金負債を割引かないことを選択した場合の例を検討した。一部の理事たちは、割引は不利な契約テストに関する重要な

要素であるため、企業が貨幣の時間価値の会計処理に関する PAA の実務上の便宜を利用することは許容されるべきではないと主張した。しかし、ある理事が、発生保険金負債の測定に採用したのと同じ基礎を用いて不利な契約の識別と測定を行うべきと提案し、両審議会はこの提案に対して暫定合意した。すなわち、貨幣の時間価値についての実務上の便宜を採用しない場合、不利な契約を割引後ベースで識別し、測定すべきである。一方、発生保険金負債を割引かないという実務上の便宜を採用する場合、不利な契約も割引前ベースで識別し、測定すべきである。

低頻度で重要度の高い事象の測定

両審議会は、保険契約や後発事象の基準書において、低頻度で重要度の高い事象の会計処理に関する修正をおこなうべきか検討した。これは、巨大災害や、報告日前後においてキャッシュ・フローの見積りに重大な不確実性や変動性が内在する状況で、後発事象について何らかの調整を行うべきかどうかの検討である。現在の市場慣行では保険者は期待値モデルを使用していないということに留意すべきである。むしろ、保険者は見積の変動性を理由に発生損失モデルを使用している。

スタッフは提案された要求事項を修正する、以下の二つの方法を検討した。

- a) 巨大災害のような保険に対して期待値モデルからの例外規定を設ける。
- b) 後発事象を考慮することを要求する。

その趣旨でスタッフは3つの選択肢を両審議会に提案した。

- 選択肢 1- ED(期待値アプローチ)に対して修正を行わない。
- 選択肢 2- ED を修正する: 後発事象を用いて再測定する。
- 選択肢 3- ED を修正する: 報告日後においても不利な契約のままである場合、保険契約の認識を要求する。

上記2の代替案として別の選択肢も検討された。最初の案である選択肢2Aでは、特定の規準を満たす場合、不利な契約負債を再測定することが提案された。スタッフは、両審議会に対して、PAAにおける不利な契約負債について、以下のすべての条件を満たし、財務諸表に与える影響が重要である場合、報告日後・財務諸表発行前に生じた事象を報告日の

キャッシュ・フローの見積りに反映させることに同意するか尋ねた。

- a) 報告日において、巨大災害のように低頻度で重要度の高い事象が差し迫っているが、まだ発生していない。
- b) (a)の事象に関連する予想損失が、事象が発生する前の期間に重要な変動の可能性がある情報に基づいている。
- c) 保険者が最初に当該事象の予想損失を見積もった時から事象の発生までの期間が比較的短い。

選択肢2に関する2つ目の代替案である選択肢2Bでは、契約が不利であるかどうかにかかわらず、上記のすべての規準を満たすすべての保険契約負債を再測定することが提案された。

「認識ハードル」と呼ばれるもう一つの選択肢が提案された。スタッフは、両審議会に対して、財務諸表が提出される前に発生した後発事象の結果として、報告日後に負債が戻入されたことが既に分かっている場合、報告日の不利な契約負債を認識すべきではないという提案に同意するかどうかを尋ねた。

この論点についての議論は活発に行われたが、両審議会のほとんどの理事は、はじめからスタッフ提案のすべてに反対していた。IASB 理事の一人は、スタッフはEDから後発事象の項を削除し、これらの論点を既に満足のいく形で取り扱っているIAS第10号およびSFAS第165号「後発事象」の基準書への明示的な参照規定を追加すべきであると明確に述べた。報告日後に事象が発生したかどうかは、報告日時点の修正後発事象にはならないという指針も追加すべきである。スタッフは、企業が報告日時点で利用可能な最善の情報をを用いて前提条件を更新し続けるが、使用したデータに基づき結果は異なるものになるかもしれないと指摘した。IASB 議長は、これらの事象は利用者たちによって緊密にフォローされることから、単純な解決策を選好した。

両審議会は、スタッフ提案ではなく、IASB が 12 票の過半数で、FASB が全員一致で(訳注 3: 報告日後に事象が発生したかどうかは、報告日時点の修正後発事象にはならないという指針を追加するという)審議会自身の見解を採択した。

保険契約からの投資要素の区分

両審議会は、再度、保険契約に含まれる投資要素の会計処理について検討した。IASB の ED も FASB

の DP もともに、投資要素が契約で特定された保険カバーに密接に関連していない場合、投資要素をアンバンドルすることを提案している。フィードバックへの対応として、IASB と FASB は、2011 年 5 月の会議で、明示的なリターンが付与される明示的な勘定残高のみをアンバンドルすることに合意した。2011 年 11 月に、FASB は明示的な勘定残高の定義を明確にするとともに、明示的な勘定残高を保険契約負債と区分することを決定した。IASB は定義について票決しなかったが、アンバンドリングではなく分解表示によって区分することへの選好を示した。すなわち、別々に測定して利益を計算することを要求するのではなく、単に保険料と給付金の表示目的のためにそれらを区分するというものである。この点を踏まえて、スタッフは、両審議会が分解表示を選好し、その目的が包括利益計算書での保険料総額のボリューム情報が意義あるものとなるような表示を行うことを想定した提案をおこなった。

投資要素の識別

2012 年 3 月の会議で、スタッフは投資要素を識別するための原則を提案した。以下のような複数の案が示された。

- a) 区分しない
- b) 明示的な勘定残高を区分する
- c) 保険事故が発生するかどうかにかかわらず支払われる金額を区分する
- d) 保険者が、個人およびグループを問わず、保険契約者または保険金受取人に対して返還すると見積もっている金額(保険金および給付金を含む)を区分する

スタッフは代替案 c)「保険契約の投資要素とは、保険事故が発生するかどうかにかかわらず保険契約者または保険金受取人に対して保険者が支払う義務のある金額である」を提案した。

FASB の理事たちは、保険カバーから独立した投資要素が保険契約に含まれる場合にストラクチャリングの機会が起り得ることを懸念したが、スタッフの提案に賛成した。彼らは、すべての独立した「区別できる」金融商品契約がアンバンドルされた後のみ当該原則を適用するように、代替案 c) の範囲を修正することを提案した。スタッフの提案とは異なる表現であったために公式な票決は記録されなかったが、これは代替案「c) プライム」と呼ばれ、FASB 理事が全員一致で支持した。

IASB 理事の多くも代替案「c) プライム」を支持した

が、類似の経済効果をもたらす契約であるにもかかわらず、保険契約者が投資要素の金額に対する権利を契約上与えられているのか、または単にその可能性があるだけかによって異なる取扱いがなされるという「クリフ効果」を懸念する者もいた。

この議論の後、両審議会は、アンバンドルと分解表示のいずれとすべきか、そして投資要素の分解表示を財政状態計算書ではなく包括利益計算書においてのみ行うべきかどうかに焦点を当てて議論を行った。スタッフは、包括利益計算書における表示の目的は、保険料総額から投資預り金要素を控除して意義あるボリューム情報とすることであると説明した。一方、財政状態計算書における主な表示目的は類似の商品間での比較可能性であり、投資要素はいったん分解して表示されると、キャッシュ・フローの相互関連性や新契約費が配賦されることから、類似の商品との比較が行えないと考えていた。

IASB 理事たちは、「明確に区別できる」独立した金融商品をアンバンドルすることは好ましくないと主張した。保険者は異なる要素をまとめることによる分散効果を料率設定に反映させるので、保険契約における投資要素は、非保険者の発行した金融商品とは比較可能性がないことによる。加えて、「保険契約と一体で管理」されている裁量権のある有配当性を有する金融商品(DPF)は保険契約基準の範囲内であるにも係らず、「c) プライム」に基づき明確に区別できる投資要素をアンバンドルする決定はそのことと矛盾する点を指摘した。両審議会は、「明確に区別できる」投資要素とそれらをアンバンドルすべきか分解表示すべきかについての議論を先延ばしする決定をしたが、2012 年 5 月の会議で明確に区別できる投資要素をアンバンドルすることに合意した。

包括利益計算書上の表示

先に述べたように、スタッフは、「保険事故が発生するかどうかに関係なく保険契約者または保険金受取人に対して保険者が支払う義務のある金額の現在価値(保険契約負債全体の測定と整合的に算定された額)を、包括利益計算書に表示される保険料総額から控除する」ことを提案した。

FASB 理事たちは、「保険事故が発生するかどうかに関係なく保険契約者(または保険金受取人)に支払う義務のある金額」には、保険事故の発生に基づいて支払うキャッシュ・フローでその事故がなかったとしても支払われたであろうものの金額も含むことをスタッフに確認し明確にし、その前提でこの原則への全体的な支持を表明した。IASB での議論は、投

資要素を解約控除前または後にするか、および投資要素は解約返戻金をどのように描写するかに焦点があてられた。IASB は彼らの決定を下記のとおり記録した。

「IASB は、保険事故が発生するかどうかに関係なく、保険契約者または保険金受取人に対して保険者が支払う義務がある金額の現在価値（保険契約負債全体の測定と整合的に算定された額）を、保険者は包括利益計算書に表示される保険料総額から控除すべきであると暫定的に決定した。IASB の 12 名の理事がこの決定を支持し、2 名が反対した。FASB は、この論点に関して投票しなかった。」

財政状態計算書上の表示

スタッフは、財政状態計算書上、投資要素を区分して表示することを要求しないことを提案した。代わりに、保険者は以下の双方を開示すべきである。

- 1) 保険契約負債のうち、包括利益計算書から（上記で議論されたように）控除された保険料（および支払保険金/給付金）の合計額を表わす部分
- 2) 要求払金額

ある IASB 理事の指摘に対して、財政状態計算書上で区分して表示することは禁止しないことをスタッフが確認した。投資要素の金額が開示を要するほどに重要である場合、なぜ財政状態計算書上で区分して表示されないのかについて複数の理事が懸念を示した。主たる反論は常に同じであった。すなわち、構成要素を分割する場合、他方の要素が残余として計算されるということである。加えて、収益指標の歪みを避けるために保険料総額から預り要素を控除することは非常に重要である一方、それら構成要素を更に区分表示することは計算上の困難を伴い、かつ、測定モデル全体の信頼性/正確性に疑問を残すことになる。キャッシュ・フローの相互依存やその評価の困難性が、新契約費の配分に関する判断と合せて主要な論点である。財政状態計算書における主な目的は比較可能性であり、区分表示された金額は他の企業が発行する類似の商品と比較可能性がない。

財政状態計算書上で流動性を描写すべきとする両審議会の要請に対して、スタッフは、新しい基準書において要求払金額を区分して開示することを要求することを提案した。IASB の 11 名の理事がスタッフ提案を支持した。

FASB 理事たちは、この論点に関して議論が割れた。一部の理事が、包括利益計算書上で提案されている方法と同じ方法に基づき、財政状態計算書において区分表示することが重要であり、それにより利用者が商品分割の形や保険者の返還金の経済性を理解できると感じた。他の理事は、区分表示は複雑すぎると感じた。特に前年度の金額との調整、異動状況や損益との関係を説明することは難しいであろう。異なる測定方法を必要とする利用者が想定された。すなわち、一方は流動性リスクの情報を求めており、もう一方は保険契約の経済的要素の区分情報を求めている。FASB の 4 名の理事、すなわち過半数が当初にスタッフ提案に反対した。しかし、1 名の理事が意見を変えた結果、IASB とのコンバージェンスが達成され、スタッフ提案がかるうじて支持された。

保険契約の一部の構成要素のアンバンドリング

我々は、提案されたアンバンドリングの原則を修正し、(i) その構成要素が保険カバーと相互依存の関係になく、また、(ii) その構成要素が、商業的実態のない理由で保険カバーと結合されている場合にのみ、保険契約から当該構成要素を分離すること求めるようにすべきであると考えている。

我々は、審議会と同様、保険契約を、キャッシュ・インフローとアウトフローのパッケージを生成する権利と義務の束と捉えており、また、一般的には、その束は会計単位であると考えている。我々は、保険契約は、他の種類の義務と一緒に、またはそれらとの束で引き受けられる場合があり、それらの要素は保険カバーの条件とは相互依存の関係にはないということも認識している。

例えば、自動車ディーラーは、購入後最初の 1 年間を対象とした保険カバーを付して自動車を販売している。明らかに、その様な取引の異なる構成要素は、関連する会計基準に従って個々に会計処理されるべきである。しかしながら、固定額とユニット価値のいずれか高い方の金額に等しい死亡給付金が組み込まれたユニット・リンク契約は、明確に異なる 2 つの特徴を有していることから、アンバンドルされる可能性がありつつも、実際には、ユニット価値を知らずして死亡給付金は算定し得ないことから、相互依存の関係にある、明らかに二つの特徴を持っている。このことから、これらのユニット・リンク契約は、一つの単位として会計処理されるべきであると考えている。ただし、その会計処理が ED で提案されたアンバンドリングの原則を適用した会計上の結論である

のかどうかは定かではない。

構成要素が(i)保険カバーと相互依存の関係になく、また、(ii)その構成要素が、商業的実態のない理由で保険カバーと結合されている場合に、保険契約から当該構成要素を分離すること求めるアンバンドリングの原則の導入により、審議会の目的はコストと便益のバランスがより保たれた形で成し遂げられるであろう。

単一マージンについての合同の教育セッション

スタッフは、単一マージンの会計処理と単一マージンがどのように損益に解放されるかについてのペーパーを提示した。このペーパーは、保険者がリスクから解放される期間にわたり単一マージンが稼得されることを例示している。リスクからの解放は、将来キャッシュ・フローの変動の不確実性が減少することによって証拠付けられる。いくつかのシナリオにより、異なる解放パターン(時の経過、請求頻度および程度)が示された。稼得パターンが将来に向かって調整されることにより、単一マージン残高は残存する将来の不確実性を反映するという点が主なポイントである。単一マージンは、過去に認識したマージンを戻入れるような再測定は行われず、減少することはあっても増加することはないため、見積りの変更に対するバッファの役割を果たす。不利な契約となった場合、不利な契約の損失を相殺するように単一マージンの残額全額が解放される。多くの理事は、単一マージンは時に不確実性を残しつつカバー期間と保険金決済期間の全体にわたって最終の決済時点まで解放されると指摘した。対照的に、FASBのPAAモデルにおいては、黙示的にカバー期間にわたって単一マージンを解放することになるため、(訳注4: BBAとPAAの)両モデルの間に差異が生じる結果となる。IASBの残余マージンにおいては、BBAが用いられようとその概算値であるPAAが用いられよう、すべてのケースにおいてカバー期間にわたる解放が適用されることが指摘された。FASBのBBAモデルを適用する契約の多くにおいて、単一マージンの解放は、IASBのBBAモデルにおける残余マージンとリスク調整の両者の解放と同様の効果を得られるであろうことも言及された。

この論点は将来の会議で再審議されることとなる。ここではFASBのBBAモデルでは僅かな見積りの変更でさえ契約が不利であることの兆候となり得るため、両審議会はスタッフ提案を議論し、不利な契約において単一マージン全額を損益に解放する決

定を再検討する予定である。

再保険

4月の合同会議で、IASBおよびFASBのスタッフは、2011年5月会議以降に未解決のままとなっている出再保険の会計処理を詳述していくつかのペーパーを提示した。この5月会議は、両審議会が出再保険について議論・投票した最後の機会であり、ED/DPでの議論から出発し、再保険契約からの初日の利得を認識せず、代わりに再保険の残余/単一マージンとして繰延べることが決定された。

不利でない遡及再保険契約におけるマージン解放期間

当会議において、カバー期間をすでに終了した(元受)保険契約に関連して補償する再保険契約をどのように取り扱うかという論点を最初に議論した。残余/単一マージンとして初日の利得を繰延べるとの決定は、解放期間について議論していなかった。保険契約の単一マージンに関する以前の暫定合意で、FASBは、PAAで会計処理される保険契約は、カバー期間にわたり単一マージンを解放することを黙示的に決定した。IASBも、すべての保険契約において、残余マージンはカバー期間にわたって解放されるべきであることを決定した。遡及再保険契約については対応する(元受)保険契約のカバー期間が終了しているため、出再者は、遡及再保険の購入により初日の利得を認識し得ることに1人の理事が反論した。スタッフは、この例におけるカバーは再保険が付された保険金債務の最終損害額が確定する時点までであり、保険金決済期間の概念と類似しており、したがって初日の利得が認識されることがないことを、新基準書において説明すべきであることを提案した。

遡及再保険契約の場合、出再者の再保険資産と再保険者の再保険負債に含まれる残余/単一マージンは、残余の決済期間にわたり、残余/単一マージンの解放と同様の方法で、サービスのパターン(IASBの場合)またはリスクからの解放(FASBの場合)に基づき償却すべきである。

短い審議ではあったが、スタッフ提案は全員一致で承認された。

再保険契約におけるロス・センシティブ条項表示

出再者の保険金実績に基づく特性(再保険料や出再手数料の調整等)を持つ再保険契約は多い。保険金実績による調整は、出再者にとって強制の場

合もあればオプションの場合もあり、元受契約時に特定された出再保険料で、追加的な再保険カバーを購入することができる。スタッフペーパーは、このような契約開始時に固定されたカバーを伴う強制的な契約上の調整を、「ロス・センシティブ条項」と定義している。現在、これら調整の会計処理は法域により様々であるが、保険料および手数料の調整(たとえばUSGAAP)と保険金および給付金の調整という2つの主要な実務がある。

スタッフは、投資要素として会計処理されないロス・センシティブ条項については、再保険者は、常に、保険料勘定ではなく、保険金および給付金を調整し、出再者は回収再保険金を調整することを提案した。これは、ロス・センシティブ条項を有する契約と、本条項を有しないが同様な経済性を持つ契約との間の表示を整合的なものとするを目的とするものである。この提案は、両審議会によって全員一致で合意された。

認識

現状、ロス・センシティブ条項の認識に関しても様々なアプローチが存在する。表示における先般の暫定決定と整合的に、両審議会は、ロス・センシティブ条項から生じるキャッシュ・フローは、その他のキャッシュ・フローと同じ方法で認識されるべきであることに全員一致で合意した。したがって、PAA で会計処理される契約においては、出再者と再保険者は、発生保険金からの期待キャッシュ・フローに基づいて資産または負債を認識しなければならない。一方、BBA で会計処理される契約においては、保険金の発生の有無に関らず予想キャッシュ・フローの一部として扱わなければならない。

権利としての復元再保険料

再保険契約の中には、保険金実績が契約上で予め設定した水準より悪化した場合、出再者が、(事前に定めた再保険料率で)追加的な保険料を払って再保険カバーを継続するか、または解約するかを選択権を有する場合がある。

選択の権利であるが故に、両審議会は、これらの条項は契約のロス・センシティブ条項とみなすべきではなく、再保険者への未払保険料の見積りに関連する条項として扱われるべきであることに全員一致で合意した。出再者による支払は、原契約における給付の強制的な削減ではなく、追加的なカバーを購入するための組込オプションの行使と考えられる。

再保険契約にいずれのモデル(PAA または BBA)を用いるか、許容が要求か

両審議会は、短期と考えられる契約について1モデルとすべきか、2モデルとすべきかの論点について見解が分かれたままであり、そのことは出再保険の会計のような他の領域にも影響を与えている。

再保険者は、PAA か BBA かの選択を、元受保険契約と同じ方法でおこなう。このため、FASB の立場においては、再保険契約が適格性規準を満たしている場合に PAA が要求される。IASB の立場においては、PAA が BBA の合理的な近似を提供する場合(カバー期間が12ヶ月以内の契約で自動的に規準を満たすものは)、PAA が許容される。

FASB モデルにおいては、出再者は元受保険契約の会計処理に用いたのと同じアプローチ(BBA または PAA)を用いて再保険契約を会計処理すべきことをスタッフは推奨した。PAA を用いる保険契約と BBA を用いる保険契約の両方をカバーする再保険契約は、基礎となる契約の測定モデルに基づいて構成要素に区分しなければならない。

IASB モデルにおいては、出再者は元受保険契約で許容されたのと同じ方法を用いて再保険契約に BBA と PAA のいずれを適用するかを判定すべきことをスタッフは提案した。すなわち、BBA の合理的な近似(12ヶ月の実務上の簡便法を含む)概念に基づいている。PAA は BBA の合理的な近似値を提供するため、再保険契約と元受保険契約が異なるアプローチを用いて会計処理されていたとしても問題とはならない。

両審議会は、IASB においては12対1、FASB については6対1でそれぞれのスタッフの提案を承認した。

市場整合的な割引率の短期的変動に対するその他の包括利益(OCI)の使用可能性

3月のIASB単独の教育セッションにおいて、スタッフは、審議会が議論の方向性を探る上で、最初にOCIの使用可能性についての予備的見解を提示した。4月の合同の教育セッションと5月の意思決定のための会議で、この論点は更に検討された。保険のビジネスモデルを意味あるものとして表現する、保険と金融商品の会計基準間の相互関連性は残存する最も重要な論点の1つであることは疑いの余地がない。5月に、両プロジェクトは当該論点を部分的に取扱い、暫定決定に達した。次のInsurance Accounting Newsletterで、我々はこの論点におけ

る全容を掲載し、5月21日の週に開催された合同会議の模様と、金融資産の分類および測定の領域におけるIFRS第9号の改定および保険契約負債へのOCI解決策についての両審議会が到達した暫定決定を紹介する予定である。

財およびサービスのアンバンドリング

2011年5月に、両審議会は、収益認識において別個の履行義務を識別するのと同様の方法で識別された財およびサービスをアンバンドルすること、および保険会計基準以外の適切な指針を用いてアンバンドルされた要素を会計処理することに同意した。2012年2月に提示されたスタッフペーパーでは、保険契約プロジェクトに、別個の履行義務を識別するための規準を取り込むことにより、保険者が、保険カバーとは別の財およびサービスを提供する義務をアンバンドルする要求事項に従うことができるように提案されている。アカウントドリブン保険契約の一部に含まれる資産管理サービスのアンバンドリングの論点はこの会議では検討されなかった。

別個の構成要素をアンバンドルするためには、保険者は、アンバンドルされた要素と残存する保険要素に対して契約上のキャッシュ・フローを配賦しなければならない。このことは複雑な会計上の判断を伴うことになる。加えて、保険契約に対して収益認識におけるアンバンドリング規準を適用することは、アンバンドルされた構成要素が全く異なる指針（例えば収益認識基準）を用いて会計処理されるという事実から、複雑性およびコストの双方が増加するであろう。これに対して、収益認識基準の適用範囲にある契約の履行義務を区別するという事は、1つの指針の中で既に区別されたそれぞれの要素に対して異なる会計処理が行われることに過ぎない。

両審議会は、収益認識プロジェクトにおいて履行義務を区別するために用いられる規準から、固有の用語を削除ないし修正するというスタッフの提案に対して全員一致で合意した。そうすることで、保険契約に適用される指針は、保険カバーから独立した義務のみを区別するという当初の暫定決定に完全に準拠することになる。デロイトとしては、実務上、この状況は相対的にまれであると予想している。

裁量権のある有配当性(DPF)を有する金融商品

DPFを有する金融商品は、現在、IFRS第4号の適用範囲である。EDでも、「同じ保険契約、同じ資産プールの業績、または同じ会社、ファンドもしくはその他の事業体の純損益の業績に参加する、類似し

た契約上の権利を提供する保険契約も存在する場合に限る」という追加的な規準を加えた上で、保険契約の基準書の適用範囲のままとすることを提案していた。一方、FASBのスタッフは、DPFを有する金融商品は新しい保険契約基準書の適用範囲外とすべきであると提案している。

2012年2月28日開催の単独会議において、IASBは、保険契約の定義を満たさないDPFを有する金融商品を保険契約の基準書の適用範囲に含めるべきか、また、その定義をどのように定めるかを議論した。EDに対するフィードバックからは、多くの保険者が追加的な基準を満たさないDPFを有する金融商品を発行していることが識別された。

審議会は、DPFを有する金融商品を改正IFRS第4号の範囲内とするスタッフの提案を支持する結論に到達した。しかしながら、スタッフ提案への支持を投票する際に、保険者が発行した金融商品に適用を限定する規定を追加することを議長が提案すると、スタッフ提案に同意する理事は7名から12名へと増加した。

スタッフは、改正IFRS第4号における適用範囲に関する文言を修正し以下を適用範囲として含めるものとするとし、今後の会議で、そのペーパーを再提示することに同意した。

- ・ 保険契約
- ・ 保険契約の定義を満たさないDPFを有する金融商品であって、保険業を営む企業によって発行されているもの

IASB理事たちは、将来のペーパーにおいては、保険者とDPFを有する金融商品を発行している可能性のあるその他企業を共に有する金融コングロメイトグループへの取り扱いも検討する必要があることを指摘した。

FASBは、3月7日の単独会議で同じ論点を議論したが、米国における議論の焦点と論点はIASBとは異なっていたように見受けられる。簡単な議論の後、FASBの理事たちは彼ら独自の見解を再確認し、DPFを有する投資契約を保険契約の基準書の適用範囲から除外するというスタッフ提案を支持した上で、この暫定決定合意が意図しない結果をもたらすケースへの懸念を示した。

契約者貸付と特約

両審議会は、4月の合同会議で、アンバンドリングと分解表示についての全体的な暫定決定事項をどのように契約者貸付と契約変更(特約)に適用すべきかを検討した。契約者貸付は、特定の生命保険契約(例えば、終身保険や養老保険)に見られるもので、大抵は、明示的または非明示的な勘定残高を有する。保険契約者は、解約返戻金の最低額を限度として特に借入期間の定めもなく金銭を借りることができる。発生利息を含めた貸付金額は、返済のほか、契約消滅(失効、保険金支払、死亡、解約等)時に保険者からの現金支払額と相殺される。しばしば約款において、特定の日に貸付金額が解約返戻金の最低額を上回った場合、保険会社が解約返戻金相当額を下回る水準までの返済を求めるか、契約を失効することができる旨を定めている。契約者貸付と保険契約は常に関連付けられており、契約者貸付の未返済残高は勘定残高に基づく未払給付金を減額する。この関連性のために、IFRS第4号では、現在、これら契約者貸付を保険契約の一部として会計処理している保険者もいれば、資産として会計処理している保険者もあり、実務のばらつきが生じている。これらすべての理由から、両審議会は、契約者貸付を保険負債と純額で表示することを明示的な要求事項として新会計基準書に導入するというスタッフの提案に同意した。両審議会は、また、アンバンドリングと分解表示の暫定決定事項を適用する際、契約者貸付を関連する投資要素の一部として取り扱うことを要求することも暫定決定した(IASBは12対1、FASBは全員一致)。スタッフは、契約者貸付についての別個の開示が必要かどうかを検討するよう指示を受けた。

特約は追加給付や契約条件の変更であり、契約開始時に存在するものもあれば契約開始後に付加されるものもある。両審議会は、アンバンドリングと分解表示の論点を検討する際に、契約開始時に存在する特約に目を向けた。最低年金原資保証のような組込デリバティブである特約は、すでにアンバンドルされ、IFRSやUSGAAPにおける金融商品会計基準書で別個に会計処理される。その他の特約は、アンバンドルされた場合、多くが保険契約となるであろう。スタッフは、これらの契約変更オプションが契約開始時点で付加され既知のものである場合、アンバンドリングと分解表示の全体的な指針の適用の際に、これらの特約を保険契約の一部として会計処理することを提案した。両審議会は全員一致でこの提案に同意した。

条件変更と一括精算

EDおよびDPでは、契約の条件変更の会計処理について明示的に取り扱っていなかった。しかしながら保険業界では条件変更が頻繁に行われており、複数回の変更が行われる契約も一般的である。どの程度の条件変更があれば新契約としての認識を要求するほどの重要性があるか、また、その結果生じる損益、変更後に適用される基準書、会計モデルの選択およびマージンの取扱いを判定する必要性について会計上の論点がある。

スタッフは、IFRS第9号における認識の中止の既存の指針を検討したが、保険契約に適用するには負荷が大きすぎると認識し、契約全体のキャッシュフローの現在価値の明示的な分析を要求しない、原則主義に基づく閾値を提案した。すなわち条件変更は、変更後の契約を分析した結果、1)異なる基準書の適用、2)異なる会計上の取扱い(PAAかBBAか)、3)異なるポートフォリオ(ただしこのポートフォリオはIFRSおよびUSGAAPの目的に従って定義される)への異動、のいずれかを生じさせる場合に大幅な条件変更とした。両審議会は、はじめの2つの規準について合意したが、3つ目の規準については、ポートフォリオの異動は多くのケースで該当することになるため、同意しなかった(IASBは12対1、FASBは6対1)。スタッフは、代わりに新しい規準を提案するように指示された。

大幅な条件変更は、新しい契約として認識される。この新しい契約の金額をどのように算定するかが、元の契約の認識の中止による損益に影響を与える。スタッフは、新しい契約を測定するための基礎として、1) 仮想上の企業固有の価格、2) 公正価値、3) 条件変更について調整した元の契約の金額、の3つの代替案を検討した。代替案2は、公正価値のレベル3の見積りとならざるを得ず、保険のモデル全体と整合しないため、早々に却下された。代替案3は、認識の中止において損益を生じず、その結果、決済された義務についての経済的な損益の不適切な繰延べにつながる。両審議会は、最終的に、仮想上の企業固有の価格を使用するというスタッフの提案をIASBは12対1、FASBは6対1の賛成で承認した。

保険契約の一部の要素が残存する大幅でない条件変更であって、保険契約の要素が存続することが暫定決定された場合、両審議会は、EDの提案に従い、関連する残余/単一マージンも含めてその割合に応じた部分的な認識の中止を行うことを確認した。

新たに追加された権利および義務(すなわち、契約開始後の特約または裏書条項)について、スタッフは、マージンに影響する契約キャッシュ・フローへの調整と見るか、追加部分を新たな契約と見るかを検討した。両審議会は、追加部分を、固有のマージンを有し、元の契約には影響しない、独立した新契約と見るスタッフの提案に全員一致で同意した。

最後に両審議会は、受再保険者が支払を通じて出再者に対する義務を完済する、再保険契約の一括精算について審議した。現在、そのような支払は、出再者にとっての出再保険料または受再保険者にとっての受再経過保険料に対するグロスの調整項目として表示されている(保険金および給付金も同様)。純額表示では、一括精算の影響を保険金および給付金の 1 項目として示す。スタッフは、負債決済の経済的性質をより忠実に反映するので、純額表示を提案した。両審議会はスタッフの提案に合意した(IASB は 12 対 1 で賛成、FASB は全員一致で賛成)。

次のステップ

合同会議が 5 月 21 日から 25 日の週に開催された。これらの会議の結果についてデロイトが作成した議事メモを www.IASPlus.com に掲載している。次回の保険会計ニュースレター 26 号では、これらの会議における重要な暫定決定事項について更に詳細な分析結果を提供する予定である。また、FASB 議長による最近の声明後の議論の状況を詳細にフォローするとともに、新たな暫定決定事項をアップデートしていく予定である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。